

令和 5 年 12 月 25 日  
環境エネルギー部

報道関係者 各位

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

下記の産業廃棄物処理業者に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定により行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 1 被処分者  
宮城県名取市上余田字千刈田 508 番地の 1  
株式会社 A X I S グリーン（代表取締役 山口健一）
- 2 許可の内容  
産業廃棄物収集運搬業（令和 4 年 6 月 27 日許可）
- 3 処分年月日  
令和 5 年 12 月 22 日
- 4 処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業の許可取消し（根拠：法第 14 条の 3 の 2 第 1 項）
- 5 処分の理由  
被処分者は、仙台簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）に違反したことによる罰金の刑に処せられ、令和 5 年 12 月 1 日に刑の執行を終了しており、その日から 5 年が経過していない。  
これにより被処分者は、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当することとなった。この場合、知事は、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定（第 1 号該当）により、必ず許可を取り消さなければならない。

【問い合わせ先】

環境エネルギー部循環型社会推進課

課長補佐（廃棄物対策担当） 石川 電話：023-630-3021

報道監 環境エネルギー部次長 荒木